

第42回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日時：平成23年6月27日（月）14：00～

場所：大阪府咲洲庁舎 2階 咲洲ホール

1. 新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について（諮問）

新環境総合計画の着実な実現を図るため、具体的な進行管理の方法のあり方について、諮問があった。

審議の結果、専門性が高く、集中的な議論が必要であることから、部会を設置して検討を進めることに決定した。

また、設置された部会において、進行管理も併せて行うこととした。

2. 地球温暖化対策のあり方について（諮問）

地球温暖化対策のあり方について、諮問があった。

審議の結果、専門性が高く、集中的な議論が必要であることから、部会を設置して検討を進めることに決定した。

3. 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正に関連する大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正について（諮問・答申）

大気汚染防止法・水質汚濁防止法において、測定結果の保存の義務付け及び義務違反者に対する罰則創設、また、大気汚染防止法において、改善命令の発動要件の見直しが行われたことを受け、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定について、同様の改正を行うことについて、諮問があった。

審議の結果、改定案が妥当であるとの答申があった。

4. 大阪府立自然公園の指定及び公園計画の決定について（諮問・答申）

泉南地域の山系の優れた自然と景観の保全と活用を図っていくため、阪南市、岬町の947haを府立自然公園に指定し、公園決定をすることについて、諮問があった。

審議の結果、自然公園の指定及び公園計画の決定について妥当であるとの答申があった。

5. 1,4-ジオキサン等の排水基準について（答申）

本件は、平成22年12月に開催された第41回環境審議会において、知事から諮問があり、専門的な見地からの検討を行う水質規制部会が設置され、検討されてきた。

この度、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、以下のとおり答申があった。

【答申の主な内容】

- 1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレンについては排水基準の新設し、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンは、要監視項目指針値の超過が見られず、排水規制を導入する必要性は認められない。

- 既設事業場において 1,4-ジオキサンの基準を満足すると見込まれることなどから暫定排水基準を設定する必要はない。
- 届出事業場に 1,4-ジオキサン等 4 項目を含む汚水等の浸透を禁止することが適当

6. 温泉法に基づく温泉動力装置許可について（温泉部会報告）

平成23年2月2日に開催された温泉部会で審議・決議された、温泉法に基づく動力装置設置の許可申請について、許可することに支障なしと決議した、との報告が益田部会長からなされた。

7. 平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（水質測定計画部会報告）

知事から諮問のあった標記計画について、平成23年2月2日に開催された水質測定計画部会で審議・決議された事項について、海老瀬部会長から報告がなされた。

以上